

政府も積極的に取り組んでいます!

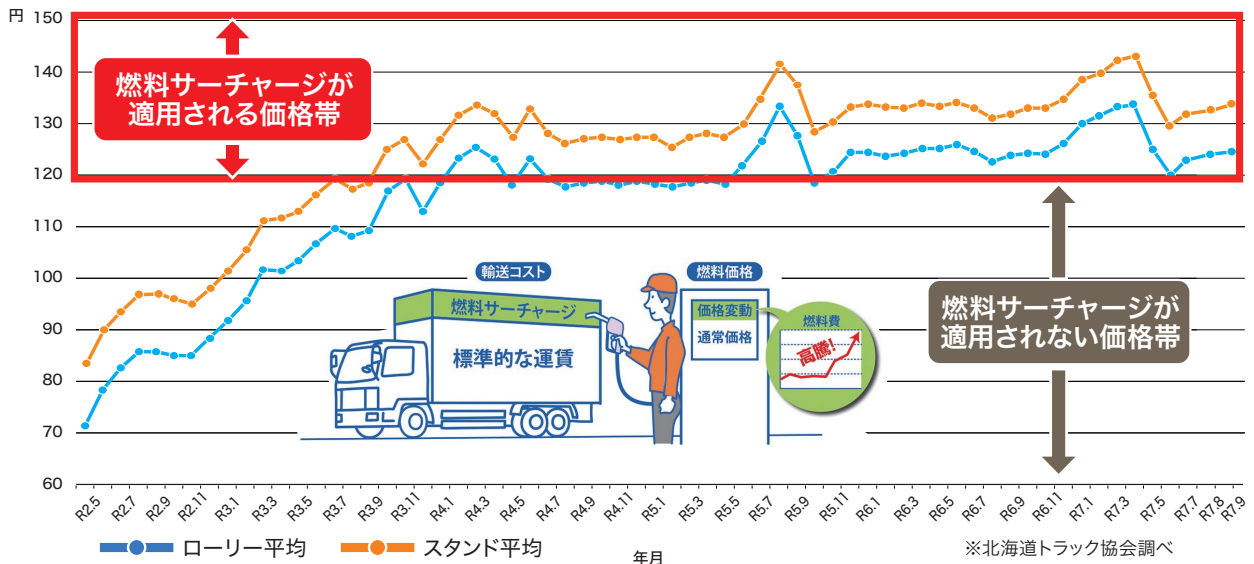
安定した輸送を確保するために「**燃料サーチャージ**」の導入にもご理解ご協力をお願いします

燃料サーチャージとは?

燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を「**別建て運賃**」として設定する制度です。予め取り決めた燃料価格を基準(基準価格)として、その燃料価格を上回り、上昇した場合には、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定または増額改定して適用するものです。一方、燃料価格が下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、基準とする燃料価格(基準価格)よりも下落した場合は、燃料サーチャージを廃止します。

トラック運送業に係る標準的な運賃の一部として、燃料サーチャージの算出方法等を告示しました (令和5年3月1日・国土交通省)

今般、燃料サーチャージの設定・収受が、「標準的な運賃」制度の一部であることを明示するため、従来、「標準的な運賃」の解釈通達である「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について(令和2年4月24日付け国自貨第14号)」において定められていた【燃料サーチャージの算出方法等】が、新たに告示として定められました。



標準的な運賃による「燃料サーチャージ」計算例

(例) 国土交通省告示『標準的な運賃』北海道運輸局 距離別運賃による「大型車」

前提条件

- ・走行距離: 130km(札幌市役所→旭川市役所間) <標準的な運賃: 53,580円>
- ・燃費: 4.00km/ℓ
- ・燃料価格上昇額を仮に40円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額37.50円(※注)

計算式

$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)}$$
$$130\text{km} \div 4.00\text{km/ℓ} \times 37.50\text{円/ℓ} = \mathbf{1,219\text{円}}$$

(※注) 標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120円/ℓとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120円/ℓとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。